

**平成 26 年度 ニホンザル保護及び管理に関する検討会（第 1 回）**  
**議事概要**

日時:平成 26 年 7 月 2 日(水)13:30～16:00

場所:(一財)自然環境研究センター 7 階会議室

■出席者

検討委員

江成 広斗	山形大学農学部食料生命環境学科 准教授
大井 徹	独立行政法人森林総合研究所 野生動物研究領域長
鈴木 克哉	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部 教授
渡邊 邦夫	京都大学 名誉教授

事務局

堀内 洋	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	鳥獣保護管理企画官
東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	室長補佐
松本 純治	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	室長補佐
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	共生事業係長
川瀬 翼	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	主査

常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
滝口 正明	〃
中村 大輔	〃

■議事

- (1) 検討会の名称変更について
- (2) ニホンザルの保護及び管理に関する最近の動向について
- (3) 特定計画作成のためのガイドライン改訂の進め方について
- (4) 平成 26 年度保護管理レポートの内容について
- (5) その他

■配布資料

出席者名簿

ニホンザルの保護及び管理についての検討会開催要綱(改正案)

資料1-1 ニホンザルの現状(被害防除、捕獲状況、生息状況、被害状況)

資料1-2 ニホンザルの特定計画の現状と課題

資料1-3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

資料1-4 改正法施行までのスケジュール

資料1-5 ニホンザル被害対策強化の考え方

資料2 ガイドライン改訂の進め方

資料3 平成26年度保護及び管理に関するレポート内容案

参考資料1 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編)

参考資料2 既存の特定計画での管理単位と加害レベル判定基準

## ■議事概要

(1) 検討会の名称変更について

(ニホンザルの保護及び管理についての検討会開催要綱(改正案)について環境省より説明し、委員より了承を得た)

(2) ニホンザルの保護及び管理に関する最近の動向について

(資料1-1~1-5を基に説明)

資料1-1について

2. 捕獲状況

(委員) 有害捕獲数の2012年度、2013年度のデータはないのか。2010年に増え、2011年に減少し、その後どうなっているのか。

(事務局) 現在集計中である。結果を未提出の県があり、提出待ちの状態である。

3. 生息状況

(委員) 表3-1の群れ数が減っているのはなぜ？

(事務局) おそらく詳細な調査で群れ数を再確認した結果であると思われるが、確認する。

厳密に識別して群れをカウントしている例は少なく推定による誤差もあると思われる。

(委員) 滋賀県の生息数が2桁くらい違うようにみえるが。

(事務局) 確認して修正する。

資料1-2について

2. 特定計画の課題について

(委員) 従来PDCAサイクル(事業の点検および評価等)が弱いという話題について、次のガイドラインの中で点検すべき項目を整理してチェックリストを作成するといいのではないか。PDCAサイクルを遂行する上で組織的に重要な部分を点検で

きるような形のチェックリストがあるとよい。

(委員) 組織的に欠陥がある。何をすると PDCA サイクルが上手くいくのかを示すことが重要。猟の手法などは使えるが、オーガナイズされていない。上手くいっている場所はあるが、県という段階になるとわかっていなかったり、任せきりになっていたりする人が多い。PDCA サイクルを重要視して手取り足取りやっていくつもりでないと、今後フィードバックやマネジメントが上手くいかないことを示す必要がある。

(委員) 県の担当者が状況に対する答えだけを専門家に求めて施策することが多いため、フィードバック管理の重要性を理解していない場合が多い。どんな手法を選択するにしても不確実性があることを理解すれば、モニタリングとフィードバックの必要性が理解できるはずである。PDCA サイクルを回すためにモニタリングが絶対に必要なことを分かりやすく説明していく必要がある。

資料1-3について

5. その他の①について

(委員) 麻醉銃所持者が申請をし、許可を得て捕獲するとされているが、通常、麻醉銃を持つ人は限られており、市町村から麻醉銃所持者に依頼する形のほうが多いことが想定される。この形式は、麻醉銃を扱える公的機関にいる方を想定したものなのか。

(事務局) あらかじめ(現場で問題が生じる前に)麻醉銃保持者を認知しておいて、連携しながら体制を組んでおくことが考えられる。公的機関にいる方も想定に入る。

資料1-5について

p1. 目標の設定について

(委員) 加害群の半減と記載があるが、そのスタート時点の加害群数の設定の方法についてどのように考えるのか。

(事務局) 現状がわからないため、これから調べた後に大体の数を測定して、そこから減らしていく。

(委員) 環境省で全国規模の調査をする予定があるのか。

(事務局) 現状はない。都道府県と連携しながらであり、環境省が全てを行うことはない。

(委員) 現状は、県によってはほとんどの群れが加害群というところもある。被害の大きい加害群が半減するだけでも随分良くなると思うが、現状ではそこまで手がついていない。対象をもっと絞って対応した方が良いのではないか。

(事務局) 優先して減らすべきは加害レベルが高い群れであるという認識はある。現在把握されている群れは里に出て問題となっていることが多いため、山奥の群れ等、

全体を把握することは考えない。

(委員) 加害群の半減という目標を明確にしたことは評価するが、今後立てていくガイドラインの中でいかにそれを実現するかという部分が重要になる。

(委員) 加害群数を半分にするという目標に関して、数値目標は必要だが、加害群数にこだわると対策の本質が見えなくなる不安がある。対策を徹底すると加害群が分裂する例(山形、宮城、秋田、青森等)もあるが、群れが増えても被害を減らすことができた事例もある。以前、実験で追い払いを徹底すると群れが分裂する現象が見られたが、被害は減った。単純に群れ数の増減だけで評価するのではなく、具体的などころを見て、考え方や扱い方を整理しておくべきなのではないか。サルが小集団化してゲリラ的に集落に出てくるようなケースは対策が難しいのでよくないが、加害群数が増えること自体がよくないわけではなく、増えたからどうなったのかという解釈の仕方を丁寧にするべき。

(事務局) 群れが分裂する対策とは、捕獲のことか。

(委員) 以前、渡邊委員が中心となったアンケート調査では、捕獲による群れの分裂を報告した市町村が全国で 11 件あった。私の調査では、銃による捕獲で群れの分裂が起こる確率が高かった。捕獲だけでなく、徹底した追い払いにより群れが分裂するケースもある。さらに、銃を使った追い払いではなく、花火等を使った古典的な方法でも群れが分裂するケースがある。科学的にはまだよくわからないが、より住宅地に近い、土地利用が複雑化したところで分裂は起きやすい印象がある。

(委員) 江成委員の意見に賛成。加害群「数」のみを見るのは危険。加害レベルの指標もモニタリングに盛り込む必要あり。加害レベルの高い、ある一定の加害群を半減するため、単純に加害群数だけで判断するのではなく、加害レベルをどう評価するかということが重要。

### (3) 特定計画作成のためのガイドライン改訂の進め方について

(資料2を基に説明)

(委員) (p2.ガイドライン改訂の方向性の「捕獲対策を中心とした考え方」という記述について) 捕獲の位置づけを整理する必要がある。ガイドラインでは「被害防除の手段としての捕獲」と「分布拡散が予見される地域での予防的な捕獲」を明確に分けて提示する必要がある。

(委員) 捕獲だけでなく対策の目的と方法(方法論、手続き)の整理が必要。防護柵・接近警戒システム・サルの監視・モンキードッグ等の対策について、目的・適切な運用の仕方・失敗しやすい項目・失敗の条件・効果の程度などを整理する必要がある。例えば、防護柵を設置した場所で被害が減らないのは張り方が間違っているか、管理が正しく行われていないかのどちらか。

(委員) うまくいっていないところのパターン化は難しい。担当者がなぜ上手くいかなか

- ったかを理解していないので、そこをフォローしないといけないのではないか。
- (委員)「加害群を大幅に減らすことが大きな課題となっている地域」というのは、現状がわかっていない地域だろう。そのような地域の担当者にはガイドラインよりも技術書(手引き)が必要。カワウのときのようなフローを示すのはいい手法だと思う。
- (事務局)カワウほど単純ではないと思うが、出来る限り単純化したい。
- (委員)加害群が実際どのような生息状況かを把握すること。その手法がまず必要。
- (委員)群れ数がある程度わかっているのは40数県のうち12~13県しかない。それらの県は自立的にやっていけると思うが、今回の改訂ではその底上げをどうするのかということに軸足を置くべき。
- (事務局)特定計画作成の必要性を理解してもらい、まずは現状把握から始めてステップアップできるような形を示したい。
- (委員)昨年度の保護管理レポートに記載されている、無計画もしくは計画的な対応をした場合のフローを導入の部分に入れると計画の重要性を示し、わかりやすい。現状把握の手法について、段階的に進んでいけるような手法の提示をする。モニタリング(現状把握)について、個体数および加害レベルをどういう形で把握できるのか。特に加害レベルの基準を各県全国で合わせる事が、加害群の半減という目標において重要なのではないか。どこまで踏み込んで記載出来るかが改訂の鍵。
- (委員)これまでは全県でのモニタリングが基本であったが、金銭的に厳しい県、個体数の多い県、山奥に群れがいる県では難しい。個体数・群れ数の把握は一定の判断に留め、どこを重点的に「捕獲をするのか」「対策をするのか」「把握する必要があるのか」を示す必要があるのではないか。
- (事務局)ガイドラインについて、先日の犬山での研究会でも出たが、初級、中級、上級者向けといった内容が想定されるが、どういった構造でどう提示するのかを整理するのが大きな検討課題。ガイドラインを(初級者向けにするなど)使って欲しい対象を絞るという考えもあるか。
- (委員)ガイドラインなのでミニマムスタンダード(サルの管理をするのに最低しなくてはいけないこと)で良い。技術論は紙で書くのではなく現場で研修のような形で伝えないとわからない。長期的には現場での技術指導とセットになると良い。
- (委員)県の担当者に中心になって読んでもらいたい、あるいは作成者が対象を絞る必要があるのでは。
- (委員)県担当者がわかりやすいように、「技術論編」と「計画立案編(担当者が各県の現状の段階に応じてモニタリングを選べるような提案型の書き方で)」のような2部構成で考えるのがいいのでは。モニタリングの指標を統一し、各都府県に任せるより、ガイドラインとしていくつかのパターンの手法を提案すべき。
- (委員)専門家の必要性を明記すべき。仕事を次のステップに進めるために、組織や

人員を作る事の重要性を各県に伝わるように意識的にガイドラインに埋め込んでいく。

(事務局) 兵庫や神奈川では群れを意識した管理を実施している。行政と専門家の関係、行政がどこまで仕事をするのか、独自で可能なのかという情報が欲しい。

(委員) 兵庫県では、モニタリング(調査の立案と実行)、計画立案(特定計画の内容)、実行体制の整備(県と市町村各々の役割分担の整理、人材育成、研修、および情報提供)を3本柱にして、それぞれに森林動物研究センターが関わり、全体のコーディネーターとしての役割もしている。専門家と行政のそれぞれの役割を整理してガイドラインに反映させていく必要がある。

(事務局) 外部の専門家の関わりがなく、行政のみで計画立案とモニタリングを行うのは難しいのだろうか。

(委員) 計画立案は専門家の入ったチームで作るべき。モニタリングや調査についても、項目ごとに役割を整理し、必要な項目では専門家に頼るべき。兵庫県のセンターではこういったコーディネーターが機能している。

(委員) 専門家を呼んでも案をまとめるだけで手を引く。県の責任者を決めるべき。

(委員) 神奈川県では、専門性のある県職員による管理ではなく、監視や追い払い、モニタリング、捕獲はアルバイト(非常勤公務員)や外注で対応。対策の予算は県と市町村で折半。全体のコーディネーターは保全センターの職員の中で野生動物の保護管理の経験者が行っている。マネージャーが必要。兵庫県のような形がベストだろう。

(委員) まずは、基本的なやるべきことと誰がやるのかという役割分担を整理するのが大事。本来はコーディネーターが必要だが、専門家が各県行政にいるわけではない。それを補完するために地域と連携した大学や中間支援組織等が関わって地域のマネジメントに取り組む等、それぞれの地域で工夫が必要かもしれない。

(委員) (各県の特定計画立案について)ここに集まっている委員の皆さんも、検討委員として関わることがあると思うが、計画の中身に対してどの程度意見を反映できているか？

(委員) どの県の検討会に行っても同じ委員。検討会の時だけその地域を訪れるのでその地域の状況に精通しているわけではない。その地域に根ざした人を作らなくてはいけない。

(委員) すでに策定(またはほぼ完成)された計画を遠方から来た検討委員がすぐに変更をくわえていくことは難しい。地域の事情や過去の経緯を熟知した現場の中で担い手を作っていくことが重要。

(委員) 計画を立案する段階(この段階でないと内容の変更ができない)から専門家が関わることがベストだが、そうでなくても、それなりの実効的な計画を作成できるガイドラインがあることが重要。訪問型検討委員(すでに計画が出来ている段階

で関わる)の場合はその計画がガイドラインに沿っているかをチェックするというような役割が機能するのでは。

(委員)サルは繁殖力が低いため、捕獲を進める上で、地域個体群のような管理の単位をどう捉えるのか、その中でどうサルを残していくかという保全への配慮が必要。地域個体群を具体的に捉えることや、保全するために必要な配慮事項を検討、整理するようなアクションを環境省に考えてほしい。

(委員)基本的に地域個体群のコンセプトは残してほしい

(委員)法改正により特定計画が2つになる。ガイドラインは一種計画と二種計画の2つ作成するのか。分けるのであれば、保護計画では保全を重視して、管理計画では保全のことは薄くした書き方にするのか？

(事務局)共通事項も多いため一冊の中で必要があれば書き分けるということではいいのでは。

(事務局)当面のテーマおよび課題がはっきり記載されていれば1つでいいのでは。ただ、現状で生息数を回復させる必要のあるところは少ない。

(委員)群れの残しかたに踏み込んだ書き方をすると、多くの都府県では管理計画をたてるメリットがなくなってしまう。被害を効率的に軽減できる捕獲の考え方、手法、進め方、他の被害対策との組み合わせ、効果を整理したガイドラインの方が結果的に保全に役立つのではないかと。

(委員)15年前のマニュアル作成時から具体的に進んでいない。生物学的な地域個体群の捉え方、生息数、遺伝的多様性、保全の条件等の知見が足りない。研究者に予算がないので環境省に考えてほしい。

(事務局)絶滅確率がどう高まるのかという問題。また小さな集団のコントロールも重要。

(委員)生息地ごとに回復させるといった技術も研究としてありえる。

(委員)15年前のマニュアルで地域個体群を分けたが、消えたものもある。地域個体群の評価はしないといけないだろう。

#### (4)平成26年度保護管理レポートの内容について

(資料3を基に説明)

(事務局)人材の育成についてどこかよい事例をご存じないか。

(委員)神奈川県事例。研修センターに全国の担当者を集めて研修している。

(委員)栃木県と宇都宮大学の事例。栃木県では育成された鳥獣対策の人材を活用するための予算が着実につきはじめていると聞いている。

(委員)高知県の取り組み。県の嘱託を農協に派遣し、連携して被害対策を実施するなどし、うまくいっているようだ。

(委員)被害農家などを指導する立場の人にするべき人材育成と行政担当者にするべ

き人材育成は異なる。県の役割として、相手を想定しながら中身を分けて、研修を行う。兵庫県のセンターでは、市町村の担当者向けの研修を実施しているが、そのような事例を集めて整理するようなことも重要。

(5) その他

(事務局) 本日の検討結果を基に、検討委員の皆様を含めた専門家にご意見を伺いながら事務局でガイドラインの素案を作り、次回の検討会に諮りたいと考えている。なお、次回の検討会は来年1月開催を予定している。